

表示システム機器賃貸借仕様書
(長期継続契約)

1. 件名

表示システム機器賃貸借 (長期継続契約)

2. 賃貸借物件

別紙「機器一覧」のとおり

3. 賃貸借対象金額

7, 200, 000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない)

4. 賃貸借期間

令和9年9月1日から令和14年8月31日 (60か月)

なお、令和9年8月31日までは機器等設定期間とし、本契約に基づき納入された物件の導入及び設定作業については、別途調達した埼玉斎場組合予約・表示システム導入委託において実施するものとする。当該期間は、システム構築の作業期間であることから、賃借料は発生しないものとする。

本物件は、令和9年8月31日までに検査に合格したものを引渡完了とし、賃借料の起算日は令和9年9月1日とする。設定期間中は、賃借料は発生しない。

5. 保守料

上記賃貸借対象金額に含む

6. 機器納入期限

令和9年8月31日

7. 機器設置場所

埼玉県春日部市内牧1431番地 埼玉斎場組合

8. 予約・表示システム導入委託受注者及び代金支払先

神奈川県横浜市中区山下町22番地 山下町SSKビル14階

株式会社ワイイーシーソリューションズ

Seagull-LC 事業部 第二ユニット

営業責任者 武内 洋

営業担当 千野 健人

TEL 045-664-5383

10. 機器の撤去等

受注者は、賃貸借期間終了後に、自らの負担により機器を撤去するものとする。

また、機器を撤去する際には、機器に記録されたすべての情報を発注者が指定する場所で物理的に破壊し、または専用ソフトを使用して消去した後、そのことを証明する書類を発注者に提出すること。

11. 賃貸借代金支払方法

月末に請求し、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

12. 長期継続契約

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び埼葛斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が準用する春日部市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合には、発注者はこの契約を変更または解除することができる。

13. その他特記事項

この契約の締結後に賃貸借代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上の経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。